

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

負債だけ残して亡くなった知人。 ご家族がふびんでなりません。

先生、例のN氏が亡くなりましてよ。82歳。突然倒れて、そのまま亡くなったそうです。ご承知のとおり、周りの迷惑など一切考えず、やりたいことをやってきた人生だったので、本人は幸せだったかもしれません。先生も本人というより周りの女性たちから相談を受けたりして、大変でしたよね。本妻がいながら別に女性がいる、その女性のマンションに居ついて生活の面倒をもらいながら、思いつきでいろいろなことに手を出しては、ほっ散らかし。挙げ句は70歳にもなってまた別の、これはど派手な女性と付き合い出した時には、皆あきれ果てて手

を引き、ほそほそでも交遊が続いたのは私だけだったようです。さすがに80歳近くになり、ようやく本妻の所に戻ったのですが、亡くなって初めて知ったのですが、小さなマンションすらなくて奥さんは住む所もなく、あるのは借金だらけだとのこと。早速、そのど派手な女性から、会社を一緒に立ち上げた時に用立てた700万円を返せと連絡があったとか。それが本当の債

権かどうか不明ですが、全体で一体どれほどの借金額になるのか見当もつかないそうです。子供は3人いて、皆幸い独立してちゃんとやっているようですが、全員相続放棄すると決めていると。相続放棄は3カ月以内に家裁に申し立てればよいはずですが、なにぶん生前大変な人だったので、一応先生にお聞きした方がよいと思う次第です。

相続放棄が正解ですが、 限定承認という方法もあります。

そうですね、私はN氏とはもうずっと付き合いがなくて、たまに思い出すくらいでした。とにかく破天荒な人でしたよね。根っから女好きなのでしようが、ある意味魅力的な人だったし、だからこそ本妻さんも離婚はしなかったでしょう。

しかし、そんなにお金がかかったのです。借金まみれで、お金は全て使ってしまうという人は、事件関係者にはよくありますが、長い間そんなめっちゃくちゃな生活を送ってきて、よくぞまあ刑事事件になったりしなかったものです。

負債のみ資産ゼロの場合、奥さまと子供3人全員が相続を放棄するのは正解です。正しく言うくと、故人に兄弟姉妹も甥姪もいなければ、それで全てが終わります（債権者は悔しいでしょうが）。というのは、放棄をすれば「初めから相続人とならなかったものとみなす」（民法938条、つまり次順位の相続人が新たに相続人に繰り上がるので、故人の兄弟姉妹（889条1項2号）、もしすでに亡く



なっていれば、その子供にやはり代襲相続が生じるわけです。

債権者としては相手が誰であれ払ってもらいたいので、それから相続人に対して、ほとぼりが冷めた頃に請求に踏み切ることが時々あります。そのため、ご家族は自分たちが相続を放棄したことをその方たちに知らせ、新たに相続放棄をしてもらうのが親切です。手続きはかなりの面倒ですが、訴訟を起こされて戦うよりはずっとましです。ことに、その方たちに資産があるのであれば。

そう考えれば、あまり知られていませんが、限定承認（922条）が良いかと思

ます。これは資産の範囲で負債を引き継ぐというもので、遺産の実体がよく分からなかったり、どうしても残しておきたい不動産などがあつたりした場合（評価額を払えばよい）に勧めています。ただ、相続人全員でしなければならぬのが難しいのですが、本件は全員足並みがそろそろ、他に迷惑を及ぼさず、自分たちだけで確実に終わらせられます。財産目録を作る必要がありませんが、動産や少しの預金など羅列しても大した手間ではないはず。これも期間は3カ月以内なので、どちらにしても、うかうかとはしてられません。